坂出市まちづくり基本構想の策定に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、坂出市まちづくり基本構想(以下「基本構想」という。)を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の位置付け)

第2条 基本構想は、市政の最上位の方針とする。

(基本構想の策定)

第3条 市は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について、まちづくりの最も基本的な 指針となる基本構想を策定するものとする。

(まちづくり基本構想審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、坂出市まちづくり基本構想審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は,前条の規定による手続を経て基本構想を策定し,または変更しようとするときは, 議会の議決を経るものとする。

(基本構想の公表)

- 第6条 市長は、基本構想を策定し、または変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。 (基本構想との整合)
- 第7条 市の個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、または変更しようとするときは、基本構想との整合を図るものとする。

(まちづくり基本構想審議会)

- 第8条 第4条の規定による諮問に応じ、基本構想を審議するため、坂出市まちづくり基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は,委員20人以内で組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。 (委任)
- 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(坂出市総合計画審議会条例の廃止)

2 坂出市総合計画審議会条例(昭和50年坂出市条例第19号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている坂出市総合計画基本構想は、同条例第3条の規定により策定されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂出市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中「総合計画審議会」を「まちづくり基本構想審議会」に改める。